



厚生労働省のホームページにて、今回の改正に関する Q&A が公開されています。この中から一部抜粋しご紹介します。

※回答内容は現時点で公開されているものです。今後の Q&A で更新される可能性もあります。

令和 6 年度介護保険介護報酬改定 Q&A(令和 6 年度介護報酬改定について内)https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

<居宅介護支援>

○取扱件数による基本単位区分 令和 6 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (令和 6 年 3 月 15 日)より

問 114 利用者数が介護支援専門員 1 人当たり 45 件以上の場合における居宅介護支援費(I)(i)、居宅介護支援費(I)(ii)又は居宅介護支援費(I)(iii)の割り当てについて具体的に示されたい。

(答)

【例 1】取扱件数 80 人で常勤換算方法で 1.6 人の介護支援専門員がいる場合

① $45(\text{件}) \times 1.6(\text{人}) = 72(\text{人})$

② $72(\text{人}) - 1(\text{人}) = 71(\text{人})$ であることから、

1 件目から 71 件目については、居宅介護支援費(I)(i)を算定し、72 件目から 80 件目については、居宅介護支援費(I)(ii)を算定する。

【例 2】取扱件数 160 人で常勤換算方法で 2.5 人介護支援専門員がいる場合

① $45(\text{件}) \times 2.5(\text{人}) = 112.5(\text{人})$

② 端数を切り捨てて 112(人)であることから、1 件目から 112 件目については、居宅介護支援費(I)(i)を算定する。113 件目以降については、

③ $60(\text{件}) \times 2.5(\text{人}) = 150(\text{人})$

④ $150(\text{人}) - 1(\text{人}) = 149(\text{人})$ であることから、113 件目から 149 件目については居宅介護支援費(I)(ii)を算定し、150 件目から 160 件までは、居宅介護支援費(I)(iii)を算定する。

※ 平成 21 年度介護報酬改定関係Q&A(Vol.1)(平成 21 年 3 月 23 日)問 58 の修正。

<訪問介護>

○同一建物減算について 令和 6 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (令和 6 年 3 月 15 日)より

問 9 同一建物減算についての新しい基準は、令和 6 年 11 月 1 日から適用とあるが、現在 90%を超えている事業所が、減算適用されることになるのは、令和 5 年度後期(令和 5 年 9 月から令和 6 年 2 月末まで)の実績で判断するのではなく、令和 6 年度前期(令和 6 年 4 月から 9 月末まで)の実績で判断するというのでよいか。

(答) ・貴見のとおりである。令和 6 年度前期の実績を元に判断し、減算適用期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなる。この場合、令和 6 年 10 月 15 日までに体制等状況一覧表を用いて適用の有無の届出が必要となる。

・また、令和 6 年度後期(10 月から令和 7 年 2 月末)に 90%を超えた事業所については、減算適用期間は令和 7 年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までとなる。

・なお、令和 7 年度以降は判定期間が前期(3 月 1 日から 8 月 31 日)の場合は、減算適用期間を 10 月 1 日から 3 月 31 日までとし、判定期間が後期(9 月 1 日から 2 月末日)の場合は、減算適用期間を 4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

問 10 今般の改定により、訪問介護事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が 90%以上である場合に減算適用することとされたが、90%以上となった場合は全利用者について半年間減算と考えるか。

(答) 同一敷地内建物等に居住する利用者のみが減算の適用となる。

○緊急時訪問介護加算 令和 6 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4) (令和 6 年 4 月 18 日)より

問 4 緊急時訪問介護加算の算定時において、訪問介護計画及び居宅サービス計画の修正は必要か。

(答) 緊急時訪問介護加算の算定時における事務処理については、次の取扱いとすること。

① 指定訪問介護事業所における事務処理

・ 訪問介護計画は必要な修正を行うこと。

・ 居宅サービス基準第 19 条に基づき、必要な記録を行うこと。

② 指定居宅介護支援における事務処理

・ 居宅サービス計画の変更を行うこと(すべての様式を変更する必要はなく、サービス利用票の変更等、最小限の修正で差し支えない。)

・ なお、「居宅サービス計画に位置付けられていない(当該指定訪問介護を提供した時間帯が、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯 であるものをいう。)訪問介護」とは、利用者又はその家族等から訪問介護(身体介護が中心のものに限る。)の要請を受けた時点で、居宅サービス計画書標準様式第 3 表や第 6 表に具体的な時間帯としてサービス計画に記載されていない訪問介護のことをいう。このため、単に、居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護を行う可能性がある旨が、サービス提供の時間帯を明示せず居宅サービス計画に記載されている場合であっても、加算の算定が可能である。

※ 平成 21 年 4 月改定関係Q&A(Vol.1)(平成 21 年 3 月 23 日)問 31 の修正。

<通所介護>

○ 入浴介助加算(Ⅰ) 研修内容について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (令和6年3月15日)より

問 60 入浴介助に関する研修とは具体的にはどのような内容が想定されるのか。

(答) ・具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられるが、これらに限るものではない。
 ・なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、継続的に研修の機会を確保されたい。

○ 入浴介助加算(Ⅱ) 情報通信機器等を活用した訪問方法について

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (令和6年3月15日)より

問 61 情報通信機器等を活用した訪問する者(介護職員)と評価をする者(医師等)が画面を通して同時進行で評価及び助言を行わないといけないのか。

(答) 情報通信機器等を活用した訪問や評価方法としては、必ずしも画面を通して同時進行で対応する必要はなく、医師等の指示の下、当該利用者の動作については動画、浴室の環境については写真にするなど、状況に応じて動画・写真等を活用し、医師等に評価してもらう事で要件を満たすこととしている。

○ 送迎減算 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (令和6年3月15日)より

問 65 通所系サービスにおける送迎において、事業所から利用者の居宅以外の場所(例えば、親族の家等)へ送迎した際に送迎減算を適用しないことは可能か。

(答) ・利用者の送迎については、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、利用者の居住実態がある場所において、事業所のサービス提供範囲内等運営上支障がなく、利用者と利用者家族それぞれの同意が得られている場合に限り、事業所と当該場所間の送迎については、送迎減算を適用しない。
 ・通所系サービスである介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護においては送迎減算の設定がないが、同様の取扱いとする。なお、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、指定相当通所型サービスについても同様に取扱うこととして差し支えない。

インフォ・テックからのご案内

【7月請求時は6月からの新処遇改善加算にご注意ください！】

令和6年6月より処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ加算が整理され、新基準の処遇改善加算に一本化されます。提供月6月分は一本化後の初請求となり、届出内容と誤りがあると返戻に繋がります。加算の設定や実績に誤りがないか再度ご確認をお願い致します。

(事業所台帳)

(利用票/提供票実績入力)

事業所台帳で設定が必要です

「開始年月:2024/06、改正年度:令和6年度」
(総合事業 A3、A7、A8 は事業所台帳の設定は不要)

明細集計で加算の反映を確認できます

・事業所台帳で加算を設定済で実績に反映されていない場合は
再計算を行ってください。
※総合事業 A3、A7、A8 は、加算行を提供票に直接入力するため再計算では反映されません。各市町村が公開する6月からの単位数マスタを取込後、6月からの処遇改善加算のサービスコード行を作成してください。

情報システム部 部長 内田 誠

いよいよ Apple Vision Pro が明日 (6/28) 発売しますね。映画館みたいな AR 体験ができると話題なんですが、なんと定価が 60 万円！円安も影響しての値段ですが庶民には手が出ません。映画が一回 2000 円だとしたら 300 回で元が取れます。う～ん、まだ映画でいいかなあ。。